

# 令和2年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年3月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター集会室							
開 会	令和2年3月25日 午後2時35分							
閉 会	令和2年3月25日 午後4時12分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	欠席	栗原 弘喜	欠席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	欠席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		中島 栄司・藤井 廣一						
議事参与		堀越 延年						
書 記		野本 佳永						

## 会議事件名

- 議案第7号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第10号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について



<p><b>【事務局】</b></p>	<p>それでは、議案について説明します。  議案第7号 農地法第3条の規定に関する件  所有権の移転 12件 141筆  番号9 (受人) (渡人)  受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は310日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は324.15アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約700メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【酒巻貞夫 農業委員】</b></p>	<p>番号9について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p><b>【新井浩一 推進委員】</b></p>	<p>番号9について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p><b>【一同】</b></p>	<p>(質問なし)</p>

【議長】	質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号10 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で花き栽培を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく、渡人である受人の母からの贈与により、本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は150日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は172.18アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区担当委員の方へお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号10について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。渡人である受人の母が現在所有する農地を贈与により譲り受け、稲や野菜・花きを栽培をする計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号10について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号11 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は210日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は241.02アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号11について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井正夫 推進委員】	番号11について調査してまいりました。受人は〇〇地区における認定農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号12から16については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受入を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。</p> <p>番号12 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は230日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1,018.76アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇〇〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号12について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【荒川 功 推進委員】	番号12について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号13 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は550日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は424.69アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇〇〇メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号13について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。

【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号13について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇〇〇〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号14 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は920日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2,076.49アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号14について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま



	<p>すので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【荒川 功 推進委員】	<p>番号14について調査してまいりました。受人は〇〇〇における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇〇〇〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号15 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は365日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は395.97アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号15について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図</p>

	<p>るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま すので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願い いたします。</p>
【新井清作 推進委員】	<p>番号15について調査してまいりました。受人は〇〇〇における農業者です。 今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化 として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はない と思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局をお願いい たします。</p>
【事務局】	<p>番号16 (受人) (渡人) 受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大 したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在し ません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受 人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は160日であり、農作業に常時従事 していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は288. 06アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申 請地までは約〇〇〇メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を 効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説 明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【川邊 晃 農業委員】</p>	<p>番号16について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま すので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【新井清作 推進委員】</p>	<p>番号16について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇〇〇〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【渡邊秋夫 農業委員】</p>	<p>鴻巣・行田土地改良事業について質問します。まず、換地計画は決まっているのか。また、事業完了後の水の管理については誰がどのように行うのか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>内容を調査し、次回の農業委員会にて回答します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ほかに発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>(〇〇〇〇推進委員入室)</p>

	<p>続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 2件 4筆</p> <p>賃借権の設定 1件 7筆</p> <p>番号15 (受人)</p> <p>(渡人)</p> <p>受人は、現在市内で土木建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事の施工にあたり、本申請地を現場事務所及び工事用地として借り受け、一時転用として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【渡邊秋夫 農業委員】	<p>番号15について調査してまいりました。申請地は、〇〇〇〇〇〇が農用地区域にある農地にあたり、〇〇〇〇〇〇は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は農用地区域内農地及び第1種農地に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。工事期間は1年2ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越秀夫 推進委員】	<p>番号15について調査してまいりました。申請地は、現場事務所及び工事用地として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて資材等の搬出入や河川改修工事を行います。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号16 (受人) (渡人) 受人は、現在市内の実家に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号16について調査してまいりました。申請地は、「駅、市町村役場等から500メートル以内の区域内の農地」であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号16について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。なお、許可申請に伴い、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号17 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。また、両親も市外の借家で暮らしており、両親と二世帯住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号17について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井正夫 推進委員】	番号17について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロック土留を設置するとのことです。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。なお、許可申請に伴い、分筆した残りの農地については、先ほど議案番号7号 農地法第3条の番号11にて許可の決定を受けました受人が耕作することです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【一同】	(質問なし)								
【議長】	それでは採決を行います。議案第8号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【一同】	(全員挙手)								
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第8号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。								
	<p>続きまして、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、8人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員8名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、〇〇〇〇外54名より</p> <table border="0" data-bbox="395 1809 1433 1904"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>60件</td> <td>719筆</td> <td>608,841.18㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>500.11㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。</p>	賃借権の設定	60件	719筆	608,841.18㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	500.11㎡
賃借権の設定	60件	719筆	608,841.18㎡						
使用貸借権の設定	2件	2筆	500.11㎡						

	<p>なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>全員賛成ですので議案第9号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(指名された委員8名の入室)</p>
	<p>続きまして、議案第10号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします</p>
【事務局】	<p>議案第10号 鴻巣農業振興地整備計画の変更について 使用貸借権の設定 2件 2筆</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課職員から説明をお願いいたします。</p>
【農政課職員】	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2</p>



回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受けつけており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。

それでは番号1について説明します。

番号1 (受人)  
(渡人)

受人は、現在市外の借家に家族で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、分家住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父の所有地である本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には分家住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には素掘りをします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

次に番号2について説明します。

番号2 (受人)  
(渡人)

受人は、現在市内の借家に家族で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、分家住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の妻の母の所有地である本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはU字溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

以上のことから先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。

【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。

【一同】

(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																				
【一同】	(全員挙手)																				
【議長】	<p>全員と認めます。全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和2年2月11日～令和2年3月10日受付分</p> <p>農地法第3条第1項第13号の規定による届出</p> <table border="0" data-bbox="336 869 1289 909"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>3件</td> <td>14筆</td> <td>12,091㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 969 1254 1010"> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>4筆</td> <td>760㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 1070 1382 1205"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>15件</td> <td>27筆</td> <td>6,224.60㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>2筆</td> <td>1,146㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>21件</td> <td>47筆</td> <td>20,221.60㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>次に、農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、事務局より報告をお願いいたします。</p>	所有権の移転	3件	14筆	12,091㎡		2件	4筆	760㎡	所有権の移転	15件	27筆	6,224.60㎡	使用貸借権の設定	1件	2筆	1,146㎡	合計届出件数	21件	47筆	20,221.60㎡
所有権の移転	3件	14筆	12,091㎡																		
	2件	4筆	760㎡																		
所有権の移転	15件	27筆	6,224.60㎡																		
使用貸借権の設定	1件	2筆	1,146㎡																		
合計届出件数	21件	47筆	20,221.60㎡																		
【事務局】	<p>農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、1件の報告をいたします。</p> <p>(受人)</p> <p>(渡人)</p> <p>(土地の所在) 畑 3.04㎡</p> <p>この件につきましては、令和2年2月10日付け鴻農指令第5-9号で届出を受理しましたが、その後、内容変更があったため、令和2年2月27日付けで受理の取消願が提出され、受理しました。</p>																				
【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。</p>																				

【農業委員】	(特になし)
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【推進委員】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について</li> <li>・農業委員会に関する不祥事について</li> <li>・農業委員、推進委員の研修会の日程について</li> <li>・長屋住宅とアパートの違いについて（2月定例会時の質問に対する回答）</li> </ul>
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和2年第3回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年4月27日（月）午後2時00分より、場所は川里農業研修センター集会室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時12分</p>